

第9章 管理運営等

【評価基準】

9-1 管理運営の独立性

9-1-1

会計大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独立の運営の仕組みを有していること。

解釈指針9-1-1-1

会計大学院の運営に関する重要事項を審議する会議が置かれていること。

会計大学院の運営に関する会議は、当該会計大学院の専任教授により構成されていること。ただし、当該会計大学院の運営に関する会議の定めるところにより、准教授その他の職員を加えることができる。

解釈指針9-1-1-2

専任の長が置かれていること。

9-1-2

会計大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜に関する重要事項については、会計大学院の教育に関する重要事項を審議する会議における審議が尊重されていること。

解釈指針9-1-2-1

平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項により会計大学院の専任教員とみなされる者については、会計大学院の教育課程の編成等に関して責任を担うことができるよう配慮されていること。

9-1-3

教員の人事に関する重要事項については、会計大学院の教員の人事に関する会議における審議が尊重されていること。

9-1-4

会計大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

解釈指針9-1-4-1

会計大学院の設置者が、会計大学院における教育活動等を適切に実施するために十分な経費を負担していること。

解釈指針9-1-4-2

会計大学院の設置者が、会計大学院において生じる収入又は会計大学院の運営のために提供された資金等について、会計大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるよう配慮していること。

解釈指針9-1-4-3

会計大学院の設置者が、会計大学院の運営に係る財政上の事項について、会計大学院の意見を聴取する適切な機会を設けていること。

【現状説明】

- [9-1-1] 独立の運営の仕組みを有していること
- [9-1-2] 重要事項を審議する会議における審議が尊重されていること
- [9-1-3] 教員の人事に関する会議における審議が尊重されていること

上記基準について、現状は、下記（１）～（６）のとおりである。

（１）本学内の意思決定機関

教学に関する最高意思決定機関は学長であり、本学では学長のもとに置かれる学部長会（兼研究科長会）が事実上の教学の意思決定協議機関としての機能を担っている。学部長会は学則上、各学部（研究科）の連絡調整のための協議機関であるが、定期的な開催および教学の責任者が一堂に会することから、合意形成のための意思決定機関としての色彩が濃くなっている。

具体的な意思決定プロセスは、例えば本研究科で新たに専任教員を任用する場合を想定すると、まず本研究科長から学長に任用教員候補者の発議を行い、学部長会に諮られる。学部長会で承認されると研究科教授会に諮られ、研究科教授会で審査委員会が発足し、審査委員会の結果を研究科教授会で議決する。この決定を学部長会に報告した後、法人組織である常務委員会、理事会の議を経て承認される。つまり、教授会（研究科教授会）は、発議権、教員審査権そして事実上の意思決定権を有するが、学内合意を必要とするシステムになっている。

（２）研究科長

研究科長の選任は、当該研究科教授会構成員の中から選挙により候補者を選出して、理事会が決定する（〔解釈指針 9-1-1-2〕）。

（３）主任会

研究科長を補佐する合議体として主任会が設置されている。研究科長の他に教務主任 3 名で構成し、教授会に議案を提出する前に主任会で検討する。

（４）研究科教授会

研究科教授会は、専任の教授、准教授および専任講師をもって構成されるが、特任教員（みなし専任）は正規の構成員とならない。ただし、研究科の運営に関する重要事項の共有化を進めるために、特任教員にも可能な限り教授会への出席を依頼することを 2012 年 4 月教授会で決定し、特任教員は 2012 年 5 月から可能な限り（原則として、毎回）教授会に出席している（〔解釈指針 9-1-1-1〕）。さらに、カリキュラムの改編や成績等の原案作成を行う 3 ポリシー検討委員会の構成員としても参画している。その際、同委員会には、カリキュラム開発や教材作成も担うため、専任教員に限らず必要に応じて兼担、兼任教員の参画も予定している。このほか、特任教員は FD 等研究科内の委員会の構成員として、研究科の教育課程の編成等に関与して専任教員とともに職務を分担している（〔解釈指針 9-1-2-1〕）。

なお、研究科教授会は原則として月 2 回開催し、審議事項については専門職大学院学則第 56 条に規定している（下記参照）。

会計大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜に関する重要事項については、必要に応じて、下部のプロジェクト委員会や常置委員会（入学者選抜及びカリキュラムなどの教育課程に関して「3 ポリシー検討委員

会」、教育方法について「FD委員会」など。)で検討し、必ず教授会で審議され、かつ、教授会的意思決定の内容は、他の組織から尊重されているものと評価できる。なお、これまでに、本研究科の教授会で審議決定された、教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜に関する重要事項が、学部長会、理事会から修正を受けた事例はなく、運営の独立性は保たれている。したがって、[9-1-2] (重要事項を審議する会議における審議が尊重されていること)は、満たされている。

教員人事は、本研究科の常設委員会としての人事委員会等から、本研究科の教授会での慎重な審議を経て、学部長会、理事会で審議され、最終決定される。これまでに教員人事案件に関しては、本研究科の意思決定が尊重され、学部長会、理事会等で本研究科が決定した候補者が覆った事例はない。したがって、[9-1-3] (教員の人事に関する会議における審議が尊重されていること)は、満たされている。

青山学院大学専門職大学院学則より抜粋

(研究科教授会の審議事項)

第56条 研究科教授会は、当該研究科における次の事項を審議決定する。

- (1) 教育課程、教育方法に関する事項
- (2) 授業科目の編成及び担当に関する事項
- (3) 試験に関する事項
- (4) 修了の判定及び学位の授与に関する事項
- (5) 学生の入学、休学、転学、退学、その他学生の身分の得失及び変更に関する事項
- (6) 学生の指導及び賞罰に関する事項
- (7) 研究科の人事に関する事項
- (8) 学則及び諸規則の制定改廃に関する事項
- (9) その他研究科の教育研究に関する事項

(5) 各種委員会

本研究科では、常設の委員会として、会計プロフェッション研究センター運営委員会、3ポリシー検討委員会(従来の教育研究計画委員会、授業・研修委員会(授業評価)、入試委員会及びカリキュラム検討委員会を2016年度より統合して新たに発足)、財務厚生委員会、広報委員会、就職委員会、FD委員会及び人事委員会(以下、「常置委員会」という。)を置いている(この他に博士後期課程中間審査委員会も設置されている)。さらに、各年度の特定の課題に対処するためのプロジェクト担当(「会計サミット」、「エクスターンシップ」など計5個のプロジェクト)を置いており、いずれも教授会での審議、意思決定に基づいて運営されている。

(6) 事務体制

本学では、専門職大学院の教学、運営面をサポートするために、専門職大学院教務課を学務部内で独立した課として設置している。専門職大学院教務課では、国際マネジメント研究科、法務研究科そして会計プロフェッション研究科(本研究科)の教務事務を行う。現在2022年度の専任職員数は、課長1名、一般職員8名および専門職としての法科大学院ローライブラリアン1名の合計10名のほかパートタイム職員、派遣職員で構成されており、専門職大学院の独立、独自性に即した事務組織を有している。研修活動については、人事部能力開発支援課が主催する学内の各種業務別研修、プレゼンテーション、ロジカルシンキング、コミュニケーション、危機管理、ITスキル等に関する研修が年間を通して実施されており、また、外部主催の各種研修への参加も積極的に実施されており、職員の能力向上を図っている。

【自己評価】

上記（１）～（６）に述べた現状に対する自己評価は、次のとおりである。

I 【9-1-1】 独立の運営の仕組みを有していること

1. 現状説明のとおり、9-1-1の基準を満たしていると考ええる。

II 【9-1-2】 重要事項を審議する会議における審議が尊重されていること

1. 現状説明のとおり、9-1-2の基準を満たしていると考ええる。

III 【9-1-3】 教員の人事に関する会議における審議が尊重されていること

1. 9-1-3の基準を満たしていると考ええる。

【今後の課題】（[9-1-1]から[9-1-3]までについて）

以上のとおり、本研究科の現状は、[9-1-1]から[9-1-3]までを満たしており、特段の課題はない。

【現状説明】

【9-1-4】 十分な財政的基盤があることについて

学校法人青山学院における財務状況の情報提供は、「資金収支計算書」、「活動区分資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「貸借対照表」、「財産目録」、「基本金明細表」、「収益事業部会計」（損益計算書・貸借対照表）及び「監事監査報告書」を、毎年度、事業報告書に掲載し、学院ホームページにて公開している。これらの財務資料から会計大学院の設置者は、会計大学院における教育活動等を適切に実施するために十分な経費を負担しており、会計大学院において生じる収入又は会計大学院の運営のために提供された資金等について、会計大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるよう配慮されている。

【自己評価】

現状説明のとおり、9-1-4の基準を満たしていると考ええる。

【今後の課題】

本学では、各専門職大学院は独立採算制度を採用していないので、本研究科のみの財務情報は開示されない。しかし、定員を充足しない年度は、研究科に帰属すべき収入を運営経費が超過していたことが推察される。近年は研究科における社会人向けプログラムの充実やカリキュラムの見直し等の努力が功を奏して、入学者数は徐々に改善を見せ、2022年度は定員を充足するに至っている。

研究科の運営の財政的基盤を向上させるために、引き続き、随時経費の支出を慎重に決定するなど、健全な財政運営に配慮するとともに、教育研究に係る教員研究費・教育活動費や、授業実施の効率化・高度化を図るための設備費・機材費、研究のための図書費の充実など、真に必要な経費の確保に努めてまいりたい。

【評価基準】

9-2 自己点検及び評価

9-2-1

会計大学院の教育水準の維持向上を図り、当該会計大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該会計大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

【現状説明】

本研究科の教育研究の質を高め、独自性を打ち出すためには、過去のチェックが不可欠である。過去を反省し、当初の計画と比較することによって、改善、適切な軌道修正、発展が可能である。その意味において、法規に定められずとも自己点検・自己評価は重要であり、本研究科が毎年、自己点検・自己評価を実施する方針をとっているのはこうした精神によるものである。

自己点検評価報告書は、本研究科ウェブサイト (http://www.gspa.aoyama.ac.jp/about/evaluation_report.html) で公表している。また、16号館（専門職大学院専用棟）1階資料室にて、自己点検評価報告書を常備し、閲覧に供している。

【自己評価】

本研究科の教育水準の維持向上と、本研究科の目的及び社会的使命達成の見地から、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行っている。また、その結果を公表している。したがって、[9-2-1]（自己点検を実施・公表していること）に定める基準を満たしている。

【今後の課題】

[9-2-1]（自己点検を実施・公表していること）については、前述のように十分に満たしている。なお、自己点検評価報告書は、広く学外の関係者に周知し、本研究科への進学希望者の参考に供するため、これを研究科サイトに掲載している。引き続き、自己点検報告書の掲載を継続し、本研究科の取組みについて周知を図ってまいりたい。

【評価基準】

9-2-2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

解釈指針9-2-2-1

会計大学院には、教育活動等に関する自己点検及び評価を行う独自の組織が設置されていることが望ましい。

【現状説明】

1. 実施体制について

この自己点検・自己評価の点検実施体制は、次の(1)から(5)のように、確立されている。

(1) 時期：

毎年5月に作業を開始し、7月に教授会承認を経て完成させる。

(2) 作業部会：

本研究科のプロジェクト委員会である「FD委員会（自主的自己点検）」が専断的に作業手順を検討し、教授会の承認を経て、進行プロセスを確定する。

(3) 点検作業の実施者

本研究科の専任教員に特定の点検事項及び評価作成を割り当て、評価書案の作成を行う。

(4) まとめ・調整の実施

FD委員会が、全体を検討し必要に応じて修正を行った上で、一定の期間、全教員のコメントを求める。

(5) 確定

7月の教授会で、承認・確定した後、公表する。

なお、自己点検報告書については、毎年度、外部の自己点検評価委員（2名）の評価を受ける。また、5年に一度、会計大学院評価機構に評価を受けることに加え、7年に一度、青山学院大学全体が、大学基準協会から評価を受ける際、本研究科の自己点検評価報告書の評価を受けており、自己点検報告書の内容は多重の評価プロセスを経ている。

2. 評価項目について

本研究科の自己点検は、会計大学院協会の第三者評価機構設置検討委員会が作成した自己評価の手引きにいう評価基準を元に、自己点検評価を実施している。この評価基準は、会計大学院の自己点検評価の基準として最も権威のあるものである。さらに、この評価基準を用いることにより、他の全国の会計大学院の多くもこの評価基準を採用していることから、他の大学院の自己点検評価報告書との比較が可能になり、広く一般の便宜に資すると考える。

3. [解釈指針9-2-2-1] 自己点検及び評価を行う独自の組織が設置されていること

本研究科は、自主的に自己点検を担う委員会を独自に組織している。さらに、自己点検を十分に行う見地から、専任教員がその知識、経験を活かして作成したうえで、教員全員のレビューを経て、自己点検評価報告書の内容を確定させている。すなわち、この指針の内容を満たしていると言える。

【自己評価】

前述の現状説明のとおり、自己点検の実施体制が整っていること、評価項目も公正で、文科省などを含め広く認知された基準を用いていること、自己点検のための独自の組織を有していること、の3点から、評価基準を満たしていると考えている。

【今後の課題】

現時点で課題はないが、毎年の作業において、自己点検を適切に実施できるように、引き続き研究科のマンパワーを活用して現状の実施体制の確保に努めたい。

【評価基準】

9-2-3

自己点検及び評価の結果を当該会計大学院の教育活動等の改善に活用するために、適切な体制が整えられていること。

解釈指針9-2-3-1

自己点検及び評価においては、当該会計大学院における教育活動等を改善するための目標を設定し、かかる目標を実現するための方法及び取組の状況等について示されていることが望ましい。

自己点検及び評価に対する各種委員会等の体制が把握できる資料

【現状説明】

自己点検・自己評価は年度終了後3カ月以内、すなわち毎年6月までに作成することを目標としている。6月という時期は教員にとっては新年度が始まって最も多忙な時期ではあるが、それにもかかわらず年度終了後このような短期間で実施するのは、評価結果を可及的速やかに学生募集、授業、カリキュラム、FDなどにフィードバックさせるためである。

自己点検・自己評価の完成後は、ただちに、外部の評価委員2名に送付し、評価を依頼している。外部委員の評価結果は、コメントを含め、客員教員も含めたFD委員会に付議し、対応策が求められるものについては教授会で検討することとしている。FD委員会で議論された評価結果のうち、対応が必要なものについては優先度を明確にしながら対策を講じて、翌年度以降のカリキュラムに反映するなど、教育活動等の改善に努めることとしている。

【解釈指針9-2-3-1】改善目標を設定し、目標を実現するための方法・取組の状況等について提示すること

本研究科は、本研究科の教育目標、3ポリシーなどについて、本研究科のパンフレット及びウェブサイト等で常時公開し明示している。さらに、自己点検評価報告書の中「第1章 1-1 教育の目的」等の項の中で詳述し、本研究科のウェブサイトで公開している。

【自己評価】

現時点では、指針[9-2-3]（評価結果の活用）が求める内容に沿って、自己点検評価の内容を活用しており、その体制も整っていると認識しており、基準を満たしていると考えます。

【今後の課題】

現時点では、指針[9-2-3]（評価結果の活用）は求める内容に沿って活用できていると考えており、引き続き一層有効な活用を目指したい。

【評価基準】

9-2-4

自己点検及び評価の結果について、当該会計大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

解釈指針9-2-4-1

会計大学院の自己点検及び評価に対する検証を行う者については、会計実務に従事し、会計大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含んでいること。

【現状説明】

・外部者による評価について

本研究科の自己点検評価報告書に対する外部者による評価の実施の概要は、次のとおりである。

(1) 毎年の自己点検評価報告書に対する外部者の評価

外部の自己点検評価委員2名に委嘱し、評価を受けている。

(2) 学校教育法第109条第3項の規定に基づく、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関（特定非営利活動法人国際会計教育協会・会計大学院評価機構）による認証評価を、5年に一度受けている。直近は、2018年度に評価を受け、会計大学院評価基準の要件を当研究科が充足していると認められ、2008年度、2013年度の評価に続き「認定会計大学院」の称号を授与された。

【解釈指針9-2-4-1】評価を行う外部者は、会計実務に従事し、会計大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者であること

前述(1)（毎年度2名の外部評価委員による評価）は、会計実務に従事している公認会計士1名と著名な会計学者1名による、評価である。

また、前述(2)の会計大学院評価機構は、文部科学大臣の認証を受けた会計専門職大学院に関する専門の評価機関である。

【自己評価】

本研究科としては、指針[9-2-4]の基準を満たしていると考えます。

【今後の課題】

現時点では、指針[9-2-4]（外部者による評価）が求める内容に沿って、活用できていると考えている。評価を受ける頻度が高く、かつ異なった視点から多段階で評価を受けることから、引き続きこの体制で評価を受けることとしたい。また、評価の結果、指摘事項がある場合には、可能な限り研究科の運営に反映していきたい。

【評価基準】

9-3 情報の公表

9-3-1

会計大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

9-3-2

会計大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

解釈指針9-3-2-1

教育活動等に関する重要事項を記載した文書には、次に掲げる事項が記載されていること。

- (1) 設置者
- (2) 教育上の基本組織
- (3) 教員組織
- (4) 収容定員及び在籍者数
- (5) 入学者選抜
- (6) 標準修了年限
- (7) 教育課程及び教育方法
- (8) 成績評価及び課程の修了
- (9) 学費及び奨学金等の学生支援制度
- (10) 修了者の進路及び活動状況

【現状説明】

【9-3-1】教育活動状況の社会への情報提供について

【9-3-2】教育活動状況に関する重要事項の公表について

本研究科の教育活動等の状況について、社会に提供する手段としては、本研究科のパンフレット、ウェブサイトへの掲載が中心であり、これは、常時実施している。なお、自己点検評価報告書は、本研究科ウェブサイト

(http://www.gspa.aoyama.ac.jp/about/evaluation_report.html) に掲載するとともに、16号館1階の資料室に常時配備して閲覧に供している。

他方、会計大学院の教育活動等に関して、「重要事項」のみを特別に記載した文書はない。ただし、会計大学院の教育活動等に関する「重要」な事項は、本研究科の全容を紹介する目的で、毎年度当研究科のパンフレットの中に記載し、同様の内容をウェブサイトで公開している。また、毎年度作成する自己点検評価報告書の中にも明示し、広く情報提供している。

【自己評価】

公表については、活用可能なチャネルを用いて積極的に実行できており、指針 [9-3-1] 及び [9-3-2] の基準を満たしていると考えます。

【今後の課題】

本研究科ウェブサイトの「研究科・教員案内」は、毎年改定を行っており、本項目の重要事項だけではなく、研究科の教育活動に関する様々な情報を提供している。近年、対外的な情報発信におけるウェブサイトの役割が年々高まっていることから、引き続き、ウェブサイトの改定を通じて最新の教育活動の情報を発信してまいりたい。

【評価基準】

9-4 情報の保管

9-4-1

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

解釈指針9-4-1-1

「評価の基礎となる情報」には、基準9-2-1に規定する自己点検及び評価に関する文書並びに基準9-3-2に規定する公表に係る文書を含む。

解釈指針9-4-1-2

評価の際に用いた情報については、評価を受けた年から5年間保管されていること。

解釈指針9-4-1-3

「適切な方法での保管」とは、評価機関の求めに応じて、すみやかに提出できる状態で保管することをいう。

【現状説明】

【9-4-1】 評価の基礎となる情報の保管について

本研究科の評価の基礎となる情報については、毎年実施している自主的自己点検の際、自己点検評価報告書と併せて、年度別の「基礎資料集」を作成している。各種の基礎資料集は、教員が作成したものについては教員研究室又は会計専門職大学院棟の地下倉庫で一括保管・管理し、その他の資料は会計大学院事務室において、評価を受けた年から5年間保管している。これらの基礎資料集は年度ごとに整理されており、評価機関の求めがあれば速やかに提出が可能な状態を維持している。

【自己評価】

自己点検評価の基礎となる資料は、情報漏洩・改竄・流出等のリスクを低減することに留意しつつ、紙媒体または電子媒体などの形式で整然と保管されている。したがって、[9-4 情報の保管] が求める内容に沿っていると考える。

【今後の課題】

情報の保管については、本学及び研究科の文書管理規程（電磁的記録の管理を含む）に基づいて適切に行われている。定期的にも実施される本学の内部監査においても、文書管理上の問題を指摘されたことはない。学生の個人情報の管理の重要性に鑑み、引き続き、適切な文書管理の実施に努めたい。